

○大東文化大学定期試験における不正行為者の処分に関する規程

平成18年6月19日  
制定

改正 平成21年7月20日  
平成25年6月17日

平成24年12月19日

(目的)

第1条 この規程は、大東文化大学学則第47条の規定に基づき、本学の実施する定期試験（定期試験に関連する授業中試験も含む）において、不正な手段を用いて受験した学生に対する懲戒処分等について必要な事項をさだめることを目的とする。

(処分の種類)

第2条 処分の種類は、訓告、停学とする。

(対象となる不正行為)

第3条 この規程において、不正な手段による受験行為（以下、不正行為という。）の種類および不正行為を為した者の処分は、次の各項に掲げるとおりとする。

2 次の各号の一つに該当する行為を為した者は、訓告に処し、嚴重な注意を与えるとともに、反省文の提出を義務づける。

- (1) 持ち込みが認められているものの貸借。
- (2) 他人の答案を覗き見し、または答案を故意に他人に見せる行為。
- (3) 試験監督者の指示、注意に従わない行為。

3 次の各号の一つに該当する行為を為した者は、停学1ヶ月に処する。

- (1) カンニングペーパー、机上・手掌等への書き込み、またはこれに類するものを用いて答案を作成する行為。
- (2) 書き込みを許可されていない持ち込み教材への書き込みを用いて答案を作成する行為。
- (3) 答案用紙を交換する行為。
- (4) 試験監督者の指示、注意に対する暴言行為。
- (5) その他、前各号に類すると認められる行為。

4 次の各号の一つに該当する行為を為した者は、無期停学に処する。

- (1) 代人受験を依頼し、または代人受験をする行為。
- (2) 不正行為により停学処分を受けた者による再度の不正行為。
- (3) 試験監督者に対する暴力行為。
- (4) その他、極めて悪質な行為。

5 本条第2項の規定により訓告処分を受けた者の当該試験科目は、当該学期においてその単位を無効とし、本条第3項および第4項の規定により停学処分を受けた者の当該試験期間の全科目は、当該学期においてその単位を無効とする。

(処分に伴う手続きと措置)

第4条 定期試験における不正行為の事実確認は、定期試験実施本部（以下「実施本部」という。）において当該科目担当教員または不正行為認定教員と実施本部職員が行う。

2 定期試験に関連した授業中試験における不正行為の事実認定は、当該科目担当教員と学生支援センター（以下「センター」という。）が行い、処分に伴う手続きと措置は本規程を準用する。

3 試験監督者は、不正行為を発見したときは当該不正行為を確認し、没収した証拠品とともに実施本部またはセンターに報告しなければならない。

4 実施本部またはセンターは、前条第3項および第4項によって不正行為と認定された学生の当該試験期間中の以後の科目の受験を停止する。

5 学生支援センター事務室長（以下「センター事務室長」という。）は、実施本部またはセンターによる不正行為の事実認定に基づき、所定の様式に従って報告書を作成し、不正行為を行った学生の所属する学部の学部長に報告しなければならない。

6 当該学部長は、センター事務室長から報告があった場合には、教授会に報告して懲戒処分の審議をしなければならない。ただし、学部長は、教授会の審議の前に、本人に対して弁明の機会を与えることができる。

- 7 学部教授会で決定した処分の内容は、学長が本人および保証人に通知する。
- 8 学長は、本規程による処分があった場合には、前期または後期のうち直近の授業期間中に一ヵ月間これを公示する。ただし、公示する内容は当該学部教授会の判断による。

(期間の起算日および指導)

第5条 停学期間は、当該学部教授会で処分が決定した日から起算する。

- 2 不正行為者に対する停学期間中の教育指導は、当該学生の所属学部が行う。

(不服申立て)

第6条 第4条により処分を受けた学生は、教授会決定の日から2週間以内に、センターに対して文書により不服申立てをすることが出来る。

- 2 センター事務室長は、前項の不服申立てがあった場合には、事実を再調査の上、調査報告書により当該学生の所属する学部の学部長に報告しなければならない。

- 3 当該学部長は、センター事務室長から再調査報告書があった場合には、教授会に報告し不服申立てについて審議をしなければならない。

- 4 前項の場合において、不服申立てが正当と認められたときは、当該学部長は速やかに処分を取り消して、当該科目の試験等を実施しなければならない。

(処分の軽減)

第7条 教授会は、本規程による処分を受けた学生のうち、改悛の情が顕著であると認めた者について、停学期間を短縮することができる。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、大東文化大学学生支援センター運営委員会の議を経て、大学評議会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成18年6月19日から施行する。
- 2 内規「不正行為について」(平成3年7月8日)は廃止する。

附 則 (平成21年7月20日)

この規程は、平成21年7月20日から施行する。

附 則 (平成24年12月19日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年6月17日)

この規程は、平成25年6月17日から施行する。